

事業所内保育総合推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 事業所内保育総合推進事業（以下「本事業」という。）は、県内における事業所内保育施設の設置を促進することにより、待機児童の解消を図るほか、働きやすい環境の整備にも寄与することを目的として実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業所内保育施設」とは児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第6条の3第12項に定める事業所内保育事業を実施する施設をいう。

(対象施設)

第3条 本事業により整備する施設は、新たに市町村長の認可を受ける事業所内保育施設とする。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、市町村とする。

(事業対象者)

第5条 本事業の対象となる事業者は、県内に事業所を有する事業者、新たに事業所を設置する事業者及び事業所内保育事業の実施を受託する事業者（法第6条の3第12項に定める事業所内保育事業の実施主体から運営のみを受託する事業者を除く。）で、市町村長が適当と認める者とする。

(整備計画書)

第6条 市町村は、本事業の実施に当たっては、知事の定める日までに施設整備計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 市町村は、提出した計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合には、変更承認申請書（第2号様式）を提出し、事前に知事の承認を受けなければならない。

(対象経費)

第7条 本事業の対象となる経費は、事業所内保育施設の整備等に係る費用のうち以下に掲げる費用とする。ただし、市町村から交付決定を受けた後に契約等を行ったものに限る。

(1) 本体工事費

事業所内保育施設の整備に必要な建築工事、設備工事及び園庭並びに送迎用駐車場の外構工事に要する費用とする。

(2) 仮設施設整備費

既存の認可外保育施設を改修する場合の仮施設に係る建築工事、設備工事及び土地建物賃借料とする。

(3) 設計料及び監理料

工事を施工するために必要な測量、試験、観測、設計、点検、調査及び監理料とする。

(4) 備品等購入費

保育に必要な器具、備品類の購入費用とする。

(5) 施設整備に係る申請手数料等

工事の施工に係る申請手数料、登記料等とする。

(6) 工事事務費

上記(1)から(5)までの遂行に直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料とする。

2 事業所内保育事業以外の目的で使用する施設等を併せて整備する場合には、専有面積により按分する等合理的な方法により対象経費を算出すること。

(留意事項)

第8条 次に掲げる費用については、本事業の対象としないものとする。

(1) 土地購入費

(2) 土地の整地費用

(3) その他相当と認められない費用

2 事業を行うために締結する契約手続きについては、競争入札に付する等公正な方法により契約者の選定を行わなければならない。

(費用)

第9条 県は、本事業を実施する市町村に対して、別に定めるところにより事業費の補助を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、この効力を失う。但し、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。